

政令第 号

高圧ガス保安法関係手数料令及び地方公共団体の手数料の標準に関する政令の一部を改正する政令

内閣は、高圧ガス保安法（昭和二十六年法律第二百四号）第七十三条第一項（第十六号に係る部分に限る。）及び地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百二十八条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

次に掲げる政令の規定中「又は圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器」を「圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素自動車燃料装置用容器」に改める。

- 一 高圧ガス保安法関係手数料令（平成九年政令第二十一号）別表第三第一の項ロ
- 二 地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成十二年政令第十六号）本則の表五十四の項のロ

附 則

この政令は、令和二年四月一日から施行する。